

ポイントサービス運営・利用規約

(総 則)

第1条 この規約は、自然派くらぶ生活協同組合（以下、「当生協」）の「ポイント制度」について定めたもので、ポイント制度運営及び利用に関する事は、この規約によります。

(ポイント制度概要)

第2条 ポイント制度とは、当生協が企画・案内する商品の購入金額に対して付与するポイントサービスのことをいいます。

(ポイントの種類)

第3条 ポイントの種類については、次の各号のものがあります。

- (1) 商品利用ポイント 商品利用時に金額に応じて付与されるポイント
- (2) セールポイント 特定の商品利用時に付与されるポイント
- (3) キャンペーンポイント キャンペーン参加・ご利用時に付与されるポイント

(ポイントの付与)

第4条 前条1項1号及び2号については、利用代金1,000円につき1ポイント付与する。また3号についてはキャンペーンで提示されたポイントを付与します。

2 前条各号のポイントについては、付与されるタイミングは次の各号の通りとする。※…資料1参照

- (1) 商品利用ポイント、セールポイントは、ご利用代金の支払後（引落後）、翌月に付与されます。
- (2) キャンペーンポイントについては、キャンペーン利用（参加）後付与されます。

(ポイントの有効期限及び失効)

第5条 当生協ポイントサービスの付与ポイント有効期限は24か月とします。（例>2020年4月に付与されたポイントは、2022年3月迄利用可能。25か月目に消滅）

2 第3条各号のポイントいずれに関わらず、すべて有効期限は第1項の通りとします。

3 生協脱退時、すでにご利用を停止されている場合、保有されているポイントは失効します。

(ポイントの利用方法)

第6条 貯められたポイントは当生協の商品ご利用時（ご注文時）に使用する事が出来ます。

2 1ポイント1円換算とし、10ポイント以上で使用可能です。

3 ご注文の際に、注文用紙（マークシート）では、組合員名が記載されている（表面）右下の「使用するポイント」（黒枠5マス）の部分に記入する事で（右詰）使用できる。また、インターネット注文利用時は、左欄の下部の「ポイント」欄をクリックし、入力画面に使用ポイント数を入力する事で使用できます。

4 ポイントを記入（入力）した週の注文に反映する、ポイントを記入（入力）した週の注文が特別企画品（翌々週届の商品）のみの場合、記入したポイントは反映しません。（翌週に届く商品購入額のみ反映）

5 ご利用代金以上のポイント使用はできません。

6 ポイントは現金化する事はできません。

(保有ポイントの照会)

第7条 保有ポイントは毎月発行する「引落連絡票」に記載されます。

(改 廃)

第8条 この規約の改廃は生協事務局が行い、その際は、ホームページ (<https://www.shizenha-club.com/>) に文章等で事前にお知らせをして行います。

(施 行)

第9条 この規約は2020年4月1日から施行します。

(附 則)

第10条 2020年4月1日 制定施行

.....

<資料1>

■ポイント付与のタイミングについて (第4条第1項 資料)

※① ポイント付与対象期間 (前月分) のご利用分お支払い (引落) 後、次月お支払い分「引落連絡票」発行時に、①のご利用金額に応じたポイントが付与されます。(「引落連絡票」にポイントが記載されます)

Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
24	25	26	27	28 前月分ご利用 代金郵便局引 落 1回目	29	30
31	1	2	3	4	5	6
7	8 前月分ご利用 代金銀行等引 き落	9 前月分ご利用 代金郵便局引 落 2回目	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22 引落連絡票 発行	23 引落連絡票 発行	24 引落連絡票 発行	25 引落連絡票 発行	26 引落連絡票 発行	27
28	29	30	1	2	3	4